

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会加盟団体規程

第1条 本会は、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）

第36条第3項の規定により、加盟団体に関する規程を定める。

第2条 加盟団体は定款第36条第1項1号から4号に掲げる団体とする。

第3条 加盟団体（スポーツ少年団本部及びスポーツ推進委員会を除く。）は、当該年度内までに定款第37条により負担金を納付しなければならない。

第4条 加盟団体は、年度の初めに事業計画、予算書、役員名簿、事務連絡場所等を提出しなければならない。

第5条 加盟団体は、毎年3月末日までに事業報告、収支決算書を提出しなければならない。

第6条 加盟団体は、役員に変更があった場合は、すみやかにその旨を届け出なければならない。

第7条 新規に加盟する団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 事務所所在地
- (3) 規約
- (4) 所属加盟団体の組織一覧表
- (5) 役員名簿
- (6) 当該年度事業計画及び予算書

第8条 加盟の承認を得た団体はただちに負担金を納入しなければならない。

第9条 加盟団体はその組織機能あるいは性格上実質的に加盟団体として資格を失った場合は、理事会の議決及び評議員会の承認を経てこれを脱退させることができる。

第10条 加盟団体が脱退しようとする場合は次の書類を会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書

第11条 一旦納入した負担金等その他経費は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。